国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「十二部並びに総合技術政策研究センター、高度情報化研究センター及び危機管理技術研究センター」を「十四部及び防災・メンテナンス基盤研究センター」に、「道路研究部」を「道路交通研究部　道路構造物研究部」に改める。

第五条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第七条の二第二項第二号中「並びに社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分」を削る。

第八条中「一人」を「二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」に改める。

第十一条第三号を削る。

第十二条中「総務管理官は」の下に「、命を受けて」を加え、同条第一号中「建築研究部、」を「下水道研究部、河川研究部、土砂災害研究部、道路交通研究部及び道路構造物研究部並びに防災・メンテナンス基盤研究センター（以下この条において「下水道研究部等」という。）並びに建築研究部、」に改め、同条第二号、第三号及び第四号中「建築研究部等」を「下水道研究部等及び建築研究部等」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第二十条第八号中「社会資本整備事業特別会計の港湾勘定、」を「自動車安全特別会計の」に改め、「及び業務勘定」を削る。

第二十二条第八号中「社会資本整備事業特別会計の港湾勘定、」を「自動車安全特別会計の」に改め、「及び業務勘定」を削る。

第二十六条第一号及び第二号中「外国」を「国内の技術上の基準の国際標準化及び外国」に改める。

第三十八条第一号中「（危機管理技術研究センターの所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　洪水並びにそのはん濫予測システム及び情報伝達システム並びに水害対策技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

第三十九条（見出しを含む。）中「流域管理研究官」を「河川構造物管理研究官」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　河川構造物管理研究官は、河川構造物、海岸構造物並びにダム、貯水池及びこれらに関連する施設の管理の高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

第三十九条の二第二項を次のように改める。

2　水防災システム研究官は、河川、海岸及び流域において実施される水害対策の総合化及び高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（水害研究室の所掌に属するものを除く。）を整理する。

第四十条中「四室」を「五室」に、「大規模河川構造物研究室」を「大規模河川構造物研究室　水害研究室」に改める。

第四十一条中「危機管理技術研究センター、」を削り、「及び大規模河川構造物研究室」を「、大規模河川構造物研究室及び水害研究室」に改める。

第四十三条の二の次に次の六条を加える。

（水害研究室の所掌事務）

第四十三条の三　水害研究室は、洪水並びにそのはん濫予測システム及び情報伝達システム並びに水害対策技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

（土砂災害研究部の所掌事務）

第四十三条の四　土砂災害研究部は、次に掲げる事務（土木建築関係事務に限る。）をつかさどる。

一　砂防、地すべり、ぼた山の崩壊、急傾斜地の崩壊及び雪崩並びに砂防構造物、地すべり防止施設、ぼた山崩壊防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

二　土砂災害対策に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

（深層崩壊対策研究官）

第四十三条の五　土砂災害研究部に、深層崩壊対策研究官一人を置く。

2　深層崩壊対策研究官は、深層崩壊に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

（土砂災害研究部に置く室）

第四十三条の六　土砂災害研究部に、次の二室を置く。

砂防研究室

土砂災害研究室

（砂防研究室の所掌事務）

第四十三条の七　砂防研究室は、砂防、地すべり、ぼた山の崩壊、急傾斜地の崩壊及び雪崩並びに砂防構造物、地すべり防止施設、ぼた山崩壊防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設に係る計画及び管理に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（深層崩壊対策研究官及び土砂災害研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（土砂災害研究室の所掌事務）

第四十三条の八　土砂災害研究室は、土砂災害対策に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（深層崩壊対策研究官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第四十四条（見出しを含む。）中「道路研究部」を「道路交通研究部」に改め、同条第一号中「高度情報化研究センター」を「道路構造物研究部」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加え、同条第五号を削る。

四　道路交通システムの高度化及び情報化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

第四十五条第一項中「道路研究部」を「道路交通研究部」に改め、同条第二項第一号中「道路に関する調査」を「道路交通研究部の所掌事務のうち、道路に関する調査」に改め、「道路構造物管理システム研究官」を「道路情報研究官及び道路防災研究官」に改め、同条第三号を削る。

第四十五条の二を次のように改める。

（道路情報研究官）

第四十五条の二　道路交通研究部に、道路情報研究官一人を置く。

2　道路情報研究官は、道路交通研究部の所掌事務のうち、道路及び道路交通に関する情報の高度利用に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

第四十五条の二の次に次の一条を加える。

（道路防災研究官）

第四十五条の三　道路交通研究部に、道路防災研究官一人を置く。

2　道路防災研究官は、道路交通研究部の所掌事務のうち、道路の防災に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

第四十六条（見出しを含む。）中「道路研究部」を「道路交通研究部」に、「五室」を「三室」に、「道路構造物管理研究室　道路空間高度化研究室　道路環境研究室　化生態研究室」を「道路環境研究室　高度道路交通システム研究室」に改める。

第四十七条を次のように改める。

（道路研究室の所掌事務）

第四十七条　道路研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（道路構造物研究部及び高度道路交通システム研究室の所掌に属するものを除く。）。

二　道路の安全性及び利便性の向上並びに沿道における快適な生活環境の確保に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

緑道道